

〔法学新報〕第十二卷十二（一四一）号

明治三十五年十一月十日

東京法学院記事

○討論問題の解決 去月二十七日午後一時より開きたる「民法上の社團法人の社員の表決権は定款を以て之を特定の社員に与へざることを得るや」に関する討論会の優等者は鈴木部（消極）綿貫清隆（積極）の二氏にして其要旨を摘記すれば鈴木氏曰く「反対論者は二個の異なりたる論拠を以て立論す即ち其一は第六十五条の法文に拠るものにして其二は第六十五条の条文を離れて社團法人の性質より立論するものなりと雖も吾民法第六十五条には各社員の表決権は平等なるものとすとあり而して其第三項の規定の結果として各社員の表決権は定款を以て不平等なることを規定し得ると云ふに過ぎず然るに反対論者は六十五条第一項は二つの事項を規定するものにして各社員は表決権を有すること及び其権利の平等なることを規定したるものなりと然れども如何せん法文明瞭にして又一点の疑の余地を有せず反対論者又曰く或社員に或特別の事情ある場合には実際表決権を与へざるを便利とすることありと然れども其論旨中唯女子に是等の権利を与へざるの実際に便利なることありや否やの問題は一考すべきものなれども余は決して女と雖も始めより表

決権を与へざることを必要ならずと信す何となれば吾民法第六十五条第二項は明かに之を補ひ得れはなり何を苦みてか此等の者に社員なる名稱を与ふるの必要ありや此等無実の社員を造るが果して立法者の意思なるへきか實際に於て必要なるへきか余は其理由に苦しむものなり又第六十一条に規定に依れば苟くも社員たる以上は縱令反対論者の如く解するも尚其請求權丈けは有するものとなる然らば實際に於て表決權なき社員か此請求權のみありとするも其実何等の必要を為さること多かるへし」云々にして綿貫氏曰く「本問題を解決するには先づ民法第六十五条第一項を解釈することを要す本項を以て消極論者の論する如く単に表決權の平等たることのみを規定したるものとすれば本項は第六十五条に依て直に決すること能はず故に他の条文に依て決せざるへからず然るに民法に於ては商法第一百六十二条の如く各社員が表決權を有することを規定せる条文なし然らば定款は法律の規定に反せざる事項は自由に之を定むることを得るを以て本問題たる特定の社員に表決權を与へざることを定むるも又法律の禁する所に非す故に此点に於て既に消極論者は積極論を否認する有力の論拠を有せざるなり然れども余は此論拠を探らざるなり何となれば民法第六十五条第一項は單に表決權の平等たることのみを表示せるものに非すとすればなり其理由は本項には各社員の表決權はとあり故に茲に一法人の社員甲乙丙丁の四人ありとすれば其甲乙丙丁の各表決權が共に平等なりと云ふ意義に解せざるへからざること敢て疑なからん然らば定款を以て特定の社員甲なる者に表決權を与へと定むるときは直に本項に抵触すべし

法人の社員なるものより表決權なるものを奪はば其社員は實に名ありて其實なきものなり何を苦みてか此等の者に社員なる名稱を与ふるの必要ありや此等無実の社員を造るが果して立法者の意思なるへきか實際に於て必要なるへきか余は其理由に苦しむものなり又第六十一条に規定に依れば苟くも社員たる以上は縱令反対論者の如く解するも尚其請求權丈けは有するものとなる然らば實際に於て表決權なき社員か此請求權のみありとするも其実何等の必要を為さること多かるへし」云々にして綿貫氏曰く「本問題を解決するには先づ民法第六十五条第一項を解釈することを要す本項を以て消極論者の論する如く単に表決權の平等たることのみを規定したるものとすれば本項は第六十五条に依て直に決すること能はず故に他の条文に依て決せざるへからず然るに民法に於ては商法第一百六十二条の如く各社員が表決權を有することを規定せる条文なし然らば定款は法律の規定に反せざる事項は自由に之を定むることを得るを以て本問題たる特定の社員に表決權を与へざることを定むるも又法律の禁する所に非す故に此点に於て既に消極論者は積極論を否認する有力の論拠を有せざるなり然れども余は此論拠を探らざるなり何となれば民法第六十五条第一項は單に表決權の平等たることのみを表示せるものに非すとすればなり其理由は本項には各社員の表決權はとあり故に茲に一法人の社員甲乙丙丁の四人ありとすれば其甲乙丙丁の各表決權が共に平等なりと云ふ意義に解せざるへからざること敢て疑なからん然らば定款を以て特定の社員甲なる者に表決權を与へと定むるときは直に本項に抵触すべし

し故に余は本項を以て各社員即ち總ての社員が表決権を平等に有するものたることを表示せる規定と解し而して次の第三項に於て第一項を除外することを得る旨を規定せるものとして積極論を主張するものなり反対論者曰く法人には総会は必要の機關なり故に特定の社員に表決権を与へるときは或は若し表決権を有する社員が退社其他の事由に因り社員たる資格を失ふときは独り表決権を有せざる社員のみありて総会なきの法人存在するの不都合なる結果を生ずるにあらずやと論するも此議論は未だ積極論を排斥するに足らす何となれば総会は常に存在することを要するものにあらず若し総会を開くこと能はすして其結果法人の事務を執行すること能はざるか如き結果を來さば是れ法人の解散事由の原因となるへし又或は法人の目的性質等より論する者あるも是れ皆、各自の偏見より観察したる空論に過ぎざるなり要之本問は民法第六十五条第一項の解釈如何に因りて決することを得へし」云々なりし而して最後に発題者川名法学士其論決を与へらる曰く

余は消極説を採るものなり其根拠左の二点に在り（一）民法第六十五条第一項は社員は表決権を有すへしとの規定にあらず社員が表決権を有すべきことは他の規定に依りて定まり本条一項は只其表決権に差等なきことを定めたるに過ぎず故に本条第三項には只社員の表決権に差等を設くることを許すと雖も社員に表決権を与へざることを得るものと為したるにあらず、他の規定とは総会に關する規定を謂ふ（民五十三条、五十八条、五十九条、六十条、六十二条等）社団法人の総会は其表決権を行ふ

か為めの社員の集合なるを以て総会を認むるの規定は同時に表決権を社員に与ふるものと為さざるを得ざるか故なり（二）若し特定の社員に表決権を与へざることを得るものと為さは同一の論理に因りて一切の社員に表決権を与へざることを得へしと云はざるへからず然らば則ち社団法人に総会なきに至らしむることを得へし、此結果は民法第六十条及び第六十一条の許す所にあらず故に若し民法上の社団法人にして其所謂社員と称する者か表決権を有せざるものなるときは其所謂社員は民法上の社員にあらず、只法人に對して一定の権利義務を有する者たるに過ぎず、從て表決権を有する者か欠亡するに至りたるときは其所謂社員か如何に数人あるも尚ほ法人は解散すべきものなり」と